

盛岡市立保育所民営化計画

『第5次民営化実施計画』について

保護者説明会資料

【問い合わせ先】

盛岡市子ども未来部 子育てあんしん課
〒020-0884

盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階
電話:019-626-7553又は019-613-8347

ファクス:019-652-3424

E-mail:kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

も く じ

- 1 市立保育所の民営化とは？
- 2 民営化実施の背景
- 3 これまでの民営化の状況
- 4 民営化によるサービスの充実
- 5 第5次民営化実施計画
- 6 民営化に関するQ & A



1 市立保育所の民営化とは？

これまで市が行ってきた

「施設の設置・運営」を、

民間へ移管するものです。

具体的には、

① 運営主体が変わります

→ 市役所から、民間の法人へ

② 先生が変わります

→ 市の職員から、民間の法人の職員へ



民営化による主な変更点

項目	民営化前		民営化後
運営主体	盛岡市	⇒	移管先法人
職員	市職員	⇒	移管先法人の職員
保育料			変更なし
園の行事			協議のうえ決定
保育開始年齢	1歳児	⇒	移管先の 保育開始年齢



2 民営化実施の背景

○ 保育ニーズの多様化への対応

➡ 休日保育、長時間の延長保育など

○ 厳しい財政状況のなか、子ども・子育て支援などの施策への対応が求められている

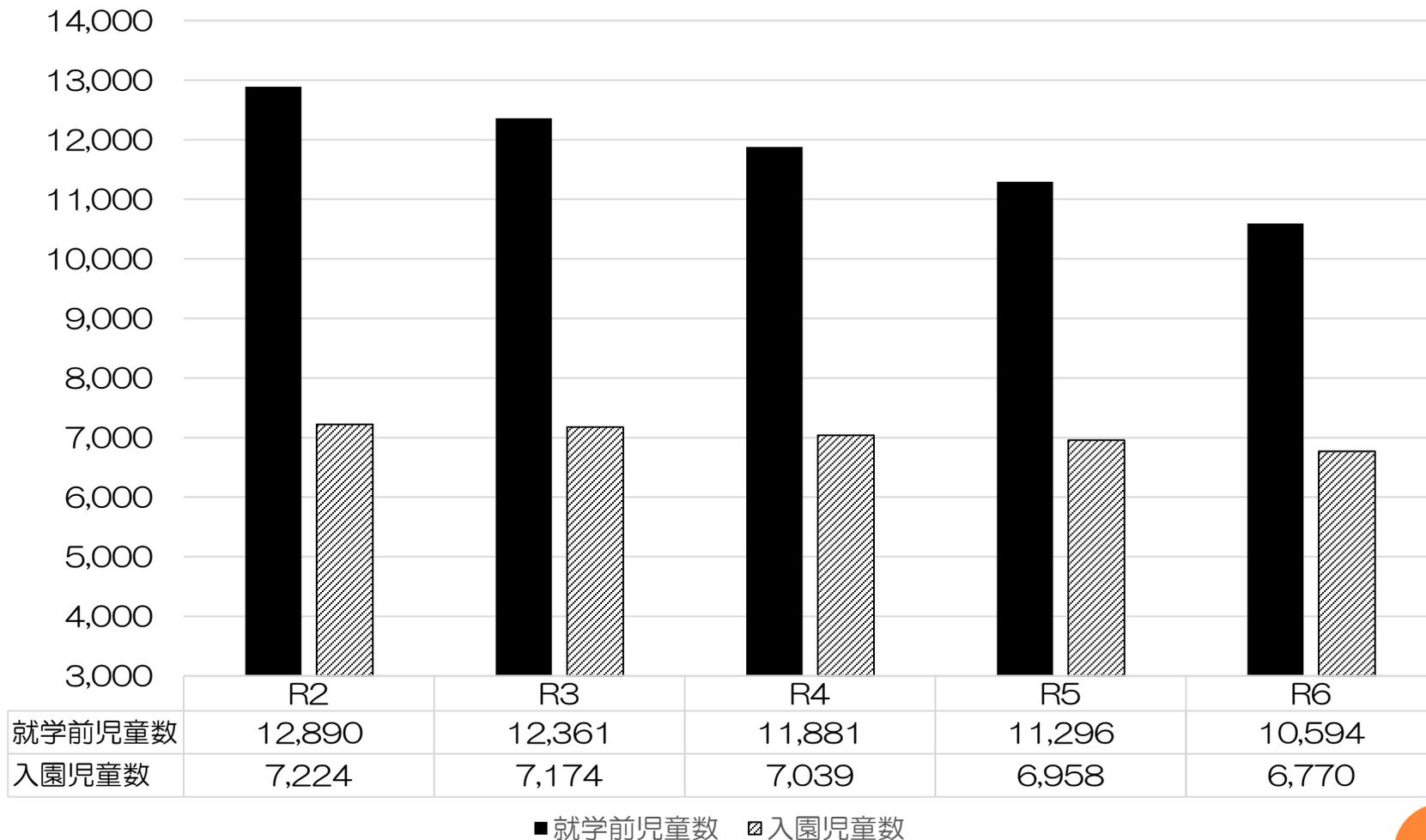
○ 「最小の経費で最大の効果」をあげる

➡ 例：私立の場合、施設整備に国の助成が得られる など



(参考) 保育所の現状

就学前児童数・入園児童数の推移
※各年における4月1日時点での児童数



(参考) 保育所の現状

公立・私立 保育園数の推移

※各年における4月1日時点での園数

	R2	R3	R4	R5	R6
公立保育園数	10園	10園	9園	8園	8園
私立保育園数	92園	97園	99園	98園	100園



3 これまでの民営化の状況

実施計画	策定時期	計画期間（各5年）	移管年度	園名
1次	平成18年度	平成18年度～平成22年度	平成20年度	津志田保育園
			平成21年度	なかの保育園
2次	平成21年度	平成23年度～平成27年度	平成24年度	本宮保育園
			平成25年度	飯岡保育園
			平成26年度	くろいしの保育園
3次	平成26年度	平成28年度～令和2年度	平成29年度	みたけ保育園
			平成30年度	永井保育園
			平成31年度	うえだ保育園
4次	令和元年度	令和3年度～令和7年度	令和4年度	東見前保育園
			令和5年度	きたくり保育園
			令和7年度	手代森保育園



4 民営化によるサービスの充実

園名 (旧園名)	定員	0歳児保育	延長保育 時間延長	休日保育	一時預かり	地域子育て 支援センター	病児保育 ※
津志田こども園 (津志田保育園)	90→120名(30名増)	○	○	○	○	○	○
なかのこども園 (なかの保育園)	90→120名(30名増)	○	○		○	○	○
本宮保育園	120→140名(20名増)	公立時より 開始	○	○			
飯岡こども園 (飯岡保育園)	120→130名(10名増)	公立時より 開始	○			○	
くろいしの保育園	90→110名(20名増)	○	○			○	○
みたけ保育園	120→130名(10名増)	公立時より 開始	○			○	○
永井保育園	90→100名(10名増)	○	○				○
うえだ保育園	90→120名(30名増)	○	○				
東見前保育園	90→100名(10名増)	○	○		○		○
きたくり保育園	90→90名(変更なし)	公立時より 開始			○		○
手代森保育園	90→90名(変更なし)	○			○		○
計11園	170名増	10園(7園)	9園	2園	4園	4園	8園

※ 病児保育事業のうち、体調不良児対応型



5 第5次民営化実施計画

- 計画の期間は、令和8年度から令和14年度までの7か年です
- 対象とする保育所と民営化の時期は次のとおりです

移管年度	保育所名 (所在地)	開設年 施設建築年	敷地面積 建築面積	保育園の 定員	保育開始 年齢
令和12年度	あべたて保育園 (安倍館町14-40)	昭和44年 改築なし	1,403m ² 298m ²	45人	満1歳
令和13年度	さくらがおか保育園 (山岸三丁目20-1)	昭和51年 改築なし	1,677m ² 455m ²	45人	満1歳

【選定理由】

- ① 老朽化が進んでいる。
- ② 近隣に保育所等があり、保護者の利便性が担保される。
- ③ 移管希望法人が複数ある。

5-(1) 第5次民営化計画の実施方式

統合（在園児受入れ）方式とします。

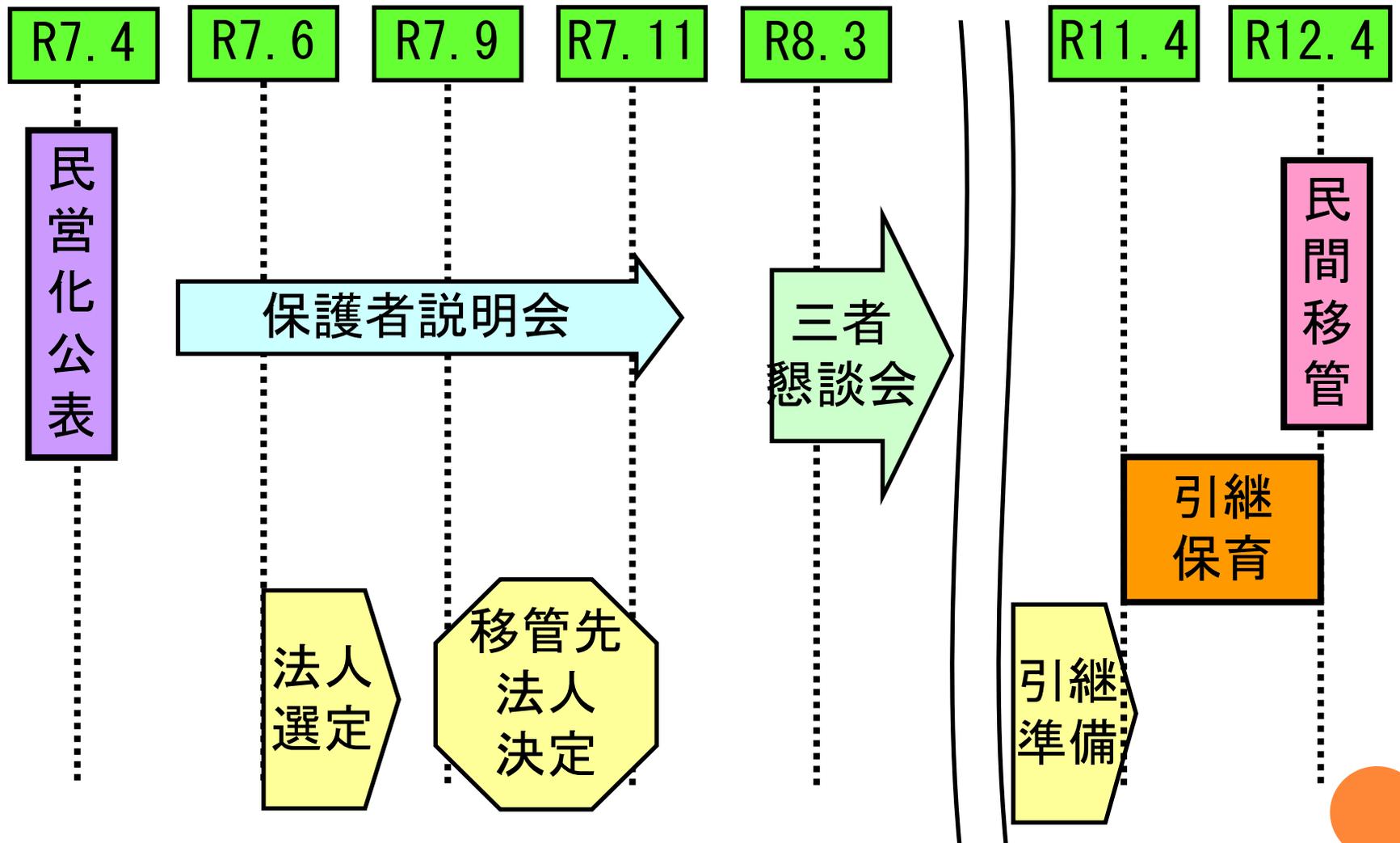
民営化対象の公立保育所の在園児を、近隣の民間保育施設で受け入れる方法です。

環境の変化が児童や保護者の負担にならないよう、民営化公表時の在園児が卒園した次の年度に、民間移管となります。

なお、移行の期間中も児童の受入れは継続し、民営化移行する年度に、移管先法人の運営する保育施設に在園児が移ります。



5-(2) 民営化のスケジュール(あべたて保育園)



5-(3) 民営化に向けた取組

ア 移管先法人の選定

○移管先法人は公募により選定します。

岩手県内に本部があり、認可保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績がある社会福祉法人等を対象とします。

○事業計画等の審査を行う選定委員会を設置します。

委員は学識経験者など5名程度です。

選定委員会は非公開ですが、応募者からのヒアリングは公開とします。

○移管先法人を選定するための選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。

選定委員会での審査内容に基づき、市が移管先法人を決定します。

4-(3) 民営化に向けた取組

イ 保護者・移管先法人・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な移管を行うためには、保護者・移管先法人・市の間での信頼関係が大切となりますので、三者による話し合いの場（三者懇談会）を設けます。

移管を進める中で問題が生じた場合には、随時、三者懇談会での話し合いを通じ、移管先法人に対し指導・助言を行います。



5-(3) 民営化に向けた取組

ウ 「移管計画」の策定と進行管理

移管に向けて必要な準備やスケジュールなどを市、移管先法人、保護者会の三者で共有し、引継保育などの準備を進めていくために、三者懇談会を通じて「移管計画」を作成します。

円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行います。



5-(3) 民営化に向けた取組

エ 引継保育の実施

移管の際は市と移管先法人が合同で保育にあたる「引継保育」の期間を設けます。

移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継保育を行います。

引継保育の期間は1年を目安としますが、保育所の状況を踏まえ、保護者・移管先法人・市で協議のうえ、移管計画において定めます。



5-(4) 移管後のフォローアップ

ア 移管後の保育内容の確認等

移管後においても、市の訪問支援を継続して行うほか、三者懇談会を通じて、保育内容を確認し、より良い保育環境作りに努めます。

イ 移管後における市の支援

他の私立保育所等と同様に運営に要する費用の一部を補助するほか、研修の機会を提供するなど支援していきます。

ウ 保育内容の評価と結果の公表

移管後の保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、運営状況への評価等を公表します。



6 民営化に関するQ & A①

Q 民営化した場合、保育所の保育の質は下がるのではないか？

A 公立・私立の別を問わず、国が定める統一した基準に基づき保育を実施しますので、民営化することで保育の質が下がるということはありません。

また、これまでの移管先法人の公募にあたっては、法人が市内ですでに保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績を持っていることや、移管後の職員体制について、最低1名は10年以上の保育経験を有すること、保育士の3分の1以上は5年以上の保育経験を有する者とするなどの条件を付けています。



6 民営化に関するQ & A②

Q 統合によって通う保育園が変わると、施設環境や人間関係が変わることに不安を感じる保護者がいるのではないか？

A 民営化の前年度となる令和11年度に、1年間を目安に引継保育を実施します。

また、移管後の施設環境等に慣れていただくため、保護者、移管先法人、市で相談しながら、移管先の保育施設への訪問や、行事への参加などについても検討します。



6 民営化に関するQ & A③

Q 統合先の保育施設が遠いと送迎が大変になるのではないかと？

A 移管先法人の選定の際には、出来るだけ保護者の皆様の利便性が担保されるよう検討します。

なお、移管先法人の選定のために組織される選定委員会には、保護者の皆様から1名程度、委員をお願いする予定です。

